

令和6年度社会福祉法人久慈市社会福祉協議会町内会等除雪支援活動助成要項

1 目的

高齢や障がい等により自力で除雪をすることが困難な世帯（以下「除雪要支援世帯」という。）に対して除雪支援活動を行う町内会等の団体を支援し、「共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり」を推進することを目的とします。

2 実施主体

久慈市社会福祉協議会

3 助成対象

(1) 対象団体

久慈市内の町内会、自治会、ボランティア団体等で、除雪作業に従事できる構成員が5名以上の団体

(2) 対象となる活動内容

除雪要支援世帯（高齢や障がい等により自力で除雪をすることが困難な世帯）に対して除雪機を使用した除雪支援活動（国、県、市管理道路は除く）

(3) 対象となる活動の期間

令和6年12月1日（団体登録後）～令和7年3月31日

4 助成額

(1) 1回の活動あたり3,000円で、助成の対象となる活動期間中5回（15,000円）を上限とし、助成総額15万円（助成団体10ヶ所）を超えた場合は、助成額を調整することがあります。

(2) 活動区域が複数の町内会区域となる場合は、1町内会区域を1回の活動として助成金を交付します。

(3) 同日に数チームに別れて数世帯の除雪活動をしても1回の活動とする。また、午前、午後と除雪活動した場合でも1回の活動として助成金を交付します。

(4) 助成総額（15万円）に達した時点で、今年度の助成は終了します。

5 助成金の対象経費

対象となる活動を実施するために必要な経費

（ガソリン代、ボランティア保険料、活動資材・消耗品等購入費等）

6 助成金の交付

(1) 助成金の交付を受けようとする団体は、活動を実施する前に助成金交付団体登録申請書（様式1）及び「団体の活動内容が分かる資料（会則や会報など）」を会長に提出し、活動終了後は実施報告書（様式2）及び「活動したことが確認できる資料（写真など）」を提出するものとします。

(2) 会長は、実施報告書の提出があった場合は、当該書類等の審査を行い、助成金交付が適当と認められたときは、助成金を交付します。

7 問い合わせ先

久慈市社会福祉協議会

〒028-0014 久慈市旭町7-127-3 久慈市総合福祉センター内 ☎ 0194-53-3380 fax 0194-52-7715